

病院及び有床診療所用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添

（病院及び有床診療所）賃金改善実績報告書（令和6年度分）

報告対象年度を記載します

保険医療機関コード 1234567
 保険医療機関名 ●●病院
 所在地 都道府県 東京都
 住所 千代田区霞が関X-X-X
 連絡先 担当者氏名 ◎◎ ◎◎
 電話番号 03-XXXX-XXXX

半角数字7桁で記入してください
 例：0123456
 ※小数点やカンマなどの記号は含めないでください
 医療機関者を記載してください
 全角文字で記載してください
 × ●●クリニック
 ○ ●●クリニック

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

様式提出先のメールアドレス！
baseup-hyokaryou13@mhlw.go.jp
 報告書届出における注意点
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsu>

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間
 令和6年6月 ~ 令和7年3月 10ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間
 令和6年6月 ~ 令和7年3月 10ヶ月

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料（I）等による収入の実績額	1,000,000円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料（II）等による収入の実績額	0円
(5) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	2,000,000円
(6) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)+(5)】	3,000,000円

緑のセルは、自動計算されるため、記載不要です。

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(7) 翌年度への繰越予定額	0円
(8) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	0円
(9) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(6)-(7)+(8)】	3,000,000円
(10) (9)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし

(6)の金額のうち、翌年度への繰越予定額を記載します。(6)の全額をベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当している場合には、0円と記載します。

令和6年度分報告時は0円となります。前年度にベースアップ評価料を算定していて、前年度からの繰越がある場合にのみ記載します。

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- ※ ベア等の定義はII-2を参照のこと。
- ※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間（1）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	50.0
(12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	15,000,000円
(13) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	360,000円
(14) (13)のうち定期昇給相当分	0円
(15) (13)のうちベア等実施分【(13)-(14)】	360,000円
(16) ベア等による賃金増率【(15)÷((12)-(13))】	2.5%

シート末尾の【記載上の注意】4を参照のこと。

ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額からの、基本給等総額の増加分を記載します。

IV. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

(17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	28.0
(18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	8,400,000円
(19) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	201,600円
(20) (19)のうち定期昇給相当分	0円
(21) (19)のうちベア等実施分【(19)-(20)】	201,600円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷((18)-(19))】	2.5%

上の※を参照のこと。

V. 薬剤師の基本給等に係る事項

(23) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	5.0 人
(24) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	1,500,000 円
(25) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	36,000 円
(26) (25)のうち定期昇給相当分	0 円
(27) (25)のうちベア等実施分【(25)－(26)】	36,000 円
(28) ベア等による賃金増率【(27)÷(24)－(25)】	2.5 %

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

(29) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	6.5 人
(30) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	1,950,000 円
(31) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	46,800 円
(32) (31)のうち定期昇給相当分	0 円
(33) (31)のうちベア等実施分【(31)－(32)】	46,800 円
(34) ベア等による賃金増率【(33)÷(30)－(31)】	2.5 %

VII. 歯科衛生士の基本給等に係る事項（歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入）

(35) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0.0 人
(36) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0 円
(37) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	0 円
(38) (37)のうち定期昇給相当分	0 円
(39) (37)のうちベア等実施分【(37)－(38)】	0 円
(40) ベア等による賃金増率【(39)÷(36)－(37)】	0.0 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	10.5 人
(42) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	3,150,000 円
(43) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	75,600 円
(44) (43)のうち定期昇給相当分	0 円
(45) (43)のうちベア等実施分【(43)－(44)】	75,600 円
(46) ベア等による賃金増率【(45)÷(42)－(43)】	2.5 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(47) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	10.0 人
(48) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	4,270,000 円
(49) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	70,000 円
(50) (49)のうち定期昇給相当分	0 円
(51) (49)のうちベア等実施分【(49)－(50)】	70,000 円
(52) ベア等による賃金増率【(51)÷(48)－(49)】	1.7 %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(53) 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（1）の開始月時点）	20.0 人
(54) 事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（1）の開始月）	3,560,000 円
(55) 基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	60,000 円
(56) (55)のうち定期昇給相当分	円
(57) (55)のうちベア等実施分【(55)－(56)】	60,000 円
(58) ベア等による賃金増率【(57)÷(54)－(55)】	1.7 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日 開設者名： △△ △△

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」、「外来・在宅ベースアップ評価料（II）等」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）